「まちづくりの主役はあなたです。」

かすみがうら市では、より多くの方にまちづくりへ参加していただくため、市民の皆さんからのご意見・ご提案を受け付けています。かすみがうら市に対して、**ふだんの生活で感じていることやお考えをお寄せください。**

お寄せいただいた貴重なご意見・ご提案は、内容などを把握し、その上で市政運営に生かしてまいります。

問 地域コミュニティ課(霞ヶ浦庁舎)

ご意見・ご提案の伝え方

①ホームページから送る

かすみがうら市の**お問い合わせフォーム**にて、インターネットからのご意見・ご提案の受け付けを行っています。ぜひご利用ください。フォームはこちら➡

②郵送で送る

1 A4 サイズ程の紙に、下記［提案書の例］を参考にご記入ください。

［ 提案書の例 ］

わたしの意見・提案（市民提案）

テーマ：

Ⓐご住所　Ⓑ氏名

Ⓒ電話番号　（任意）

2封筒に提案書を入れ、切手を貼り（Ⓘ）ご投函ください。

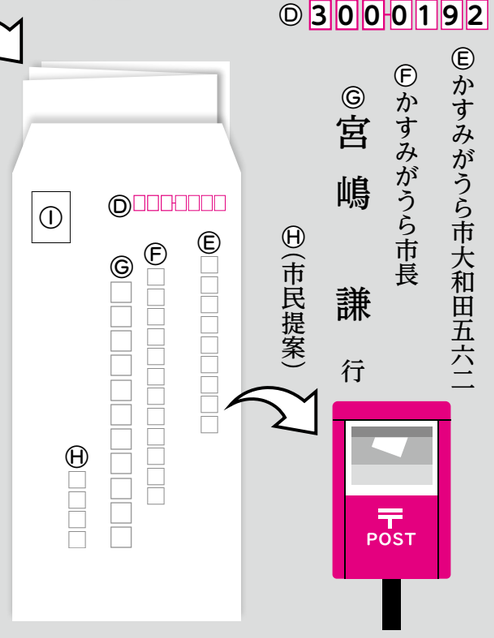

ご意見・ご提案の注意点

- **住所、氏名などの記入がない場合**は、ご回答できませんので、ご了承ください。
- **お住まいの地区における要望**は、**区長**を通してお寄せください。
- 必ず**テーマ**を決めて、ご記入ください。
- **誹謗・中傷など**、内容によっては取り扱わないものもあります。
- お寄せいただいたご意見・ご提案は、原則**ホームページで紹介**させていただきますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度から始まりました　子ども・子育て支援金制度

みんなで支える 分かち合う

令和８年度から、子育て世帯への経済的支援を拡充するため、「子ども・子育て支援納付金」の賦課・徴収が開始され、医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療制度など）の従来の保険税・保険料と合わせて負担していただくことになります。

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代と企業の皆さまから支援金をいただき、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。支援金は、少子化対策を促進するために児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、育児時短就業給付など、さまざまな施策に充てられます。

詳細は、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

問 こども家庭庁コールセンター ☎ 0120-303-272（平日午前９時～午後６時）

子ども家庭庁ホームページ

令和８年度の保険税・保険料の変更内容

令和８年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納入通知書は７月に送付予定です。

問 国保年金課（市民窓口センター）

国民健康保険制度

		令和７年度	令和８年度
医療給付費分	所得割	7.2%	変更なし
	均等割	32,000 円	変更なし
	賦課限度額	660,000 円	670,000 円
後期高齢者支援金分	所得割	3.4%	変更なし
	均等割	14,000 円	変更なし
	賦課限度額	260,000 円	変更なし
介護給付金分	所得割	2.8%	変更なし
	均等割	16,000 円	変更なし
	賦課限度額	170,000 円	変更なし
子ども・子育て支援納付金分	所得割	-	0.28%
	均等割	-	1,800 円
	均等割(18 歳以上)	-	140 円
	賦課限度額	-	30,000 円

後期高齢者医療制度

- ◉茨城県内は、均一の保険料率となります。
- ◉保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、２年ごとに見直されます。
- ◉子ども･子育て支援納付金分の令和９年度分の保険料率は､令和８年度中に算定される予定です。

		令和６・７年度	令和８・９年度
医療給付費分	所得割	9.66%	9.32%
	均等割	47,500 円	49,500 円
	賦課限度額	800,000 円	850,000 円
子ども・子育て支援納付金分	所得割	-	0.28%
	均等割	-	1,400 円
	賦課限度額	-	21,000 円